

安芸市陶芸の里交流直販施設
指定管理者募集要項

令和 7 年 12 月

安芸市商工観光水産課

安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者募集要項

安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき、安芸市陶芸の里交流直販施設の指定管理者（管理運営を実施する団体等）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 安芸市陶芸の里交流直販施設（以下「交流直販施設」という。）
- (2) 所 在 地 安芸市川北乙 1607 番地 9
- (3) 施設概要 別紙「安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 安芸市陶芸の里交流直販施設条例（平成 18 年安芸市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する地場産品の販売、飲食物の販売、その他交流の促進や地域の活性化に関すること。
- (2) 交流直販施設の維持管理に関すること。
- (3) その他、別紙仕様書に定めるとおり。

3 指定管理料

交流直販施設の指定管理に係る経費については、市は支払わないものとします。

4 指定期間

指定管理協定の締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

- (1) 安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条に掲げる事項をすべて満たす法人その他の団体であること。
- (2) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。

6 提出書類

次の書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 申請者に関する書類
 - ① 定款、規約、その他これらに類する書類

- ②法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- ③国税及び県税、市税の滞納がないことを証する書類
- ④申請書を提出する日の属する事業年度及び過去 3 年間の事業年度にかかる財務諸表等経営の状況を示す書類
- ⑤設立主旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの

7 事業計画及び収支計画

5 年間の事業計画、収支計画を策定してください。

8 質疑等

応募者説明会はありません。質問等がある場合は、質問書（様式第 3 号）をメール、FAX 又は郵送、若しくは直接、提出してください。

FAX 0887-35-8113

E-mail syokou@city.aki.lg.jp

質問受付期限は、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時までとします。

9 申請書提出先及び提出期間

申請書類は、下記まで直接又は郵送にて提出してください。

- (1) 提出先 安芸市商工観光水産課
〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1
電話 0887-35-1011 FAX 0887-35-8113
- (2) 提出期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 22 日（月）まで
（土・日・祝日は除く）
提出時間 午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送の場合、書留郵便により令和 7 年 12 月 22 日（月）午後 5 時までに必着のこと。

10 選定方法

- (1) 安芸市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、各委員が選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。
 - ア 団体概要等
業務遂行能力及び業務実績
 - イ 事業計画
施設の管理・運営計画
事業計画
- (2) 最も高い合計得点を獲得した申請者が 2 人以上ある時は、選定委員会で選定します。

11 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの

13 選定委員会

令和 8 年 1 月に実施する予定です。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方によるプレゼンテーションを行っていただきます。日時及び場所については後日連絡します。

14 選定結果の通知

申請者全員に、文書にて通知します。

15 指定管理者の決定

- ①指定管理者は安芸市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ②議決後に市と指定管理者との間で協定を締結します。

16 その他

- ①提出書類はお返しできません。
- ②選定委員会の選定結果について異議の申し立てはできません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内および選定委員会での検討に限ります。）
- ④提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

17 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 質問書（様式第 3 号）
- (4) 安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者仕様書

【問い合わせ先】

安芸市商工観光水産課 商工観光係 TEL：0887-35-1011 FAX：0887-35-8113